

妙高市ガス事業譲渡及び
上下水道事業包括的民間委託

優先交渉権者決定基準

令和2年10月9日

妙 高 市

この決定基準は、妙高市（以下「市」という。）が実施するガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたっての評価基準を定めたものである。

目 次

1	審査方法	1
(1)	審査方式	1
(2)	優先交渉権者決定までの流れ	1
(3)	委員会の設置	2
2	審査内容	3
(1)	プロポーザル参加資格の確認	3
(2)	提案審査	3
(3)	優先交渉権者の決定	3
3	総合評価点の算出方法	5
(1)	配点方針	5
(2)	事業提案書の審査項目等	5
(3)	価格評価点の算出方法	6

1 審査方法

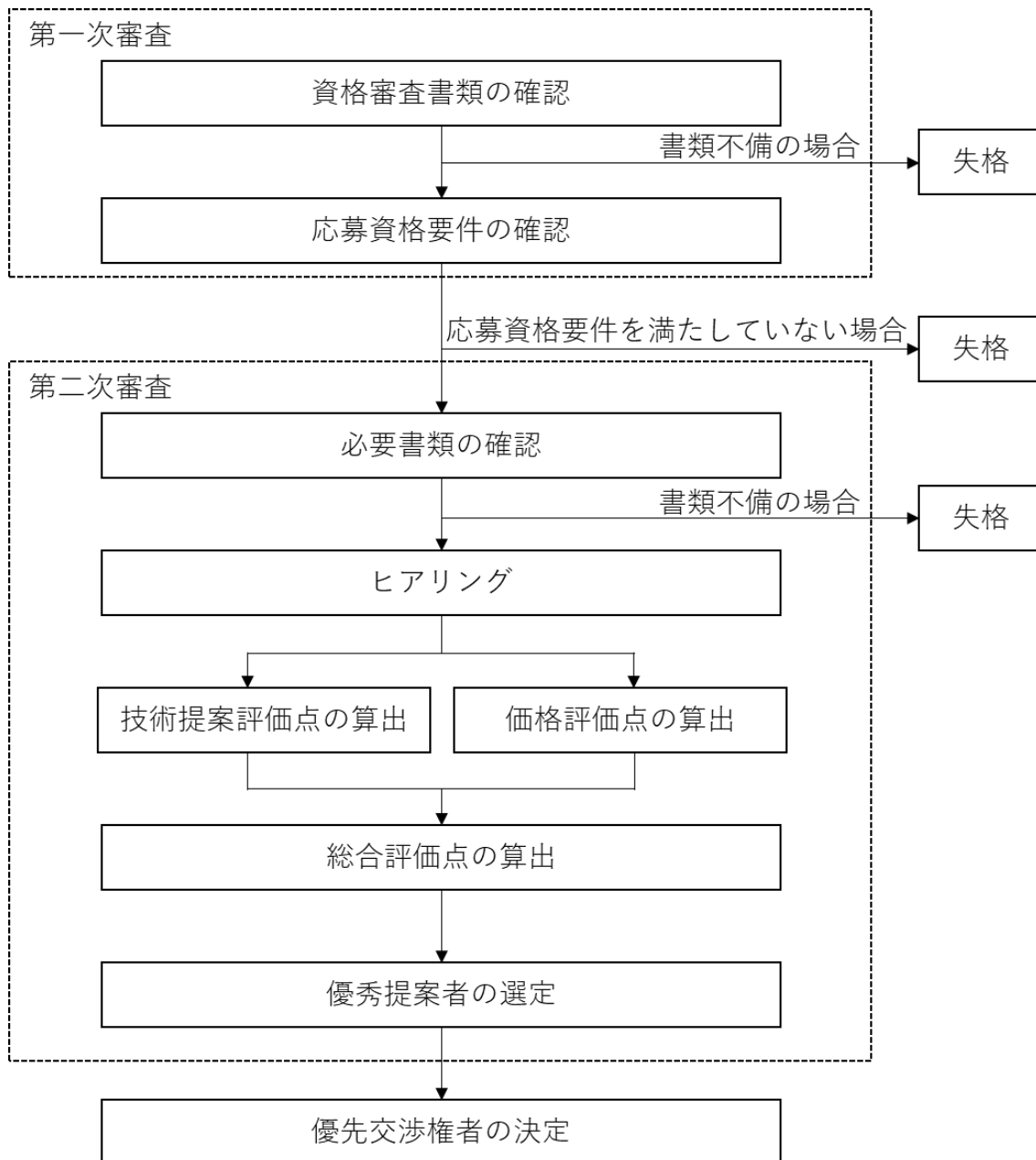
(1) 審査方式

本事業は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、優先交渉権者の決定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案による技術面等の非価格要素とともに提示された価格要素を総合的に評価する。

(2) 優先交渉権者決定までの流れ

優先交渉権者決定までの流れは、図1に示す通りである。

図1 優先交渉権者決定までの流れ



(3) 委員会の設置

市は、事業提案書等の審査を専門的知見に基づき実施するため、また、審査における透明性及び公平性を確保するため、妙高市ガス事業譲渡及び上下水道包括的民間委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置している。委員会は、優先交渉権者決定基準に基づき事業提案書等の審査を行い、優秀提案者を選定する。市は、委員会から審査結果に係る報告を受け、これを踏まえて優先交渉権者を決定する。

委員会を構成する委員と、本事業に関して接触を求めた場合は、応募を無効とすることがある。なお、委員会を構成する委員は、事業者の選定が終了するまで非公表とする。

2 審査内容

(1) プロポーザル参加資格の確認

ア 必要書類の確認

市は、応募企業又は応募グループから提出された参加資格審査書類について、募集要項等にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

イ 応募資格要件の確認

市は、応募企業又は応募グループから提出された参加資格審査書類に基づき、応募企業又は応募グループが、募集要項等に定めた応募資格要件を満たしていることを確認する。応募資格要件を満たしていない場合には、失格とする。

(2) 提案審査

ア 必要書類の確認

市は、応募企業又は応募グループから提出された事業提案書について、募集要項等にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

イ ヒアリングの実施

市及び委員会は、必要書類の確認ができた応募企業又は応募グループを対象として、提案内容の確認等のためにプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。提案内容審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。開催は令和3年2月下旬を予定しているが、日時や内容など詳細については、別途案内する。

ウ 提案内容審査

委員会は、事業提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術提案評価点の算出）を行う。

市は、価格要素について「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出）を行う。

エ 総合評価点の算出

技術提案評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

オ 優秀提案者の選定

市及び委員会は、総合評価点によって応募企業又は応募グループの評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優秀提案者として選定する。

(3) 優先交渉権者の決定

市は、選定結果をもとに優先交渉権者を決定し、契約交渉を行い、本事業に係るガス事業譲渡契約及び上下水道事業包括的民間委託契約の相手方となる事業者を決定する。

市は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、委員会の選定結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

3 総合評価点の算出方法

(1) 配点方針

事業提案書で求める提案内容の評価について、技術提案評価と価格評価に区分し、それぞれ評価を行う。なお、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託については、非価格要素に関する技術提案評価点と価格要素に関する価格評価点にそれぞれ配点を分け、技術提案評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点} = \text{技術提案評価点 (180点満点)} + \text{価格評価点 (20点満点)}$$

(2) 事業提案書の審査項目等

審査基準（事業提案書の審査項目、内容及び配点）は、表1のとおりとする。

表1 審査基準

区分	審査項目		配点
1 事業運営の理念や方針	1) 地域特性等の理解		6
	2) 経営理念、運営方針		10
	3) 応募者の健全性		6
	4) コンプライアンス		4
2 新会社の経営方針	1) 応募者の実績		8
	2) 実施体制		24
	3) 業務実施計画	①施設関連業務	10
		②管路関連業務	10
		③お客様対応業務	10
④その他各種業務		10	
3 持続可能な事業運営	1) リスクへの対応	①経営リスクへの対応	14
		②業務リスクへの対応	24
	2) 財務計画		8
	3) 人材育成・技術伝承		12
4 市が求める提案項目	1) 地域貢献		8
	2) サービスの向上		6
	3) 新規事業の展開		10
技術提案評価点 計			180
5 ガス譲受希望価格			5
6 上下水道包括的民間委託に係る提案価格			15
価格評価点 計			20
合計			200

(3) 価格評価点の算出方法

ア ガス事業譲受希望価格

譲受希望価格が、市が提示する譲渡予定価格を上回る場合には、5点を価格評価点として付与する。

イ 上下水道包括的民間委託に係る価格

上下水道包括的民間委託に係る価格提案の点数化については、以下の考え方に基づいて行う。

- ① 上限価格を超える提案については失格とする。
- ② 提案価格が、上限価格以下の者については、最低提案価格を提示した者に、配点の満点である15点を価格評価点として付与する。
- ③ 上記①②以外の参加者の得点は、下記の式により②の最低提案価格との比率をもって小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位まで求める。
- ④ 下限価格を下回る提案については、価格評価点を0点とする。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (15点)} \times (\text{最低提案価格} \div \text{提案価格})$$